

法律相談

法律相談は、パナソニックグループ労連に加盟する組合員とご家族にご利用いただけます。相談費用は、無料です。

1. 法律相談の概要

(1) 顧問弁護士

弁護士氏名	所在地・電話番号・FAX番号・Eメールアドレス
迎 純 嗣 (むかい じゅんじ) 	大阪天満法律事務所 〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満3丁目5番12号 エアテック・トーアビル5階 TEL: 06-6361-8188 FAX: 06-6361-8055 E-Mail: pgu.law@osakatenma-lo.com
小 関 敏 光 (おげき としみつ) 	弁護士法人 名城法律事務所 〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目5番10号 名古屋丸の内ビル4階 TEL: 052-961-3071 FAX: 052-961-6095 E-Mail: meijo_law_ozeki@nba.tcp-ip.or.jp
野 本 智 之 (のもと ともゆき) 	弁護士法人 名城法律事務所 東京事務所 〒171-0031 東京都豊島区目白2丁目16番19号 若林ビル5階 TEL: 03-6912-7104 FAX: 03-6912-7105 E-Mail: meijo-lot@soleil.ocn.ne.jp
羽 田 野 節 夫 (はたの せつお) 	羽田野総合法律事務所 〒810-0041 福岡県市中央区大名2丁目4番19号 福岡赤坂ビル701号 TEL: 092-715-5251 FAX: 092-715-2452 E-Mail: hatano@h5.dion.ne.jp

【弁護士経歴】

- 迎 純嗣** 1952年生まれ 山口県出身
 中央大学法学部卒業 1984年大阪弁護士会登録
 1992年松下電器労組(現PGU)顧問弁護士就任
- 小関 敏光** 1953年生まれ 岐阜県出身
 名城大学法学部卒業 1984年愛知県弁護士会登録
 1991年松下電器労組(現PGU)顧問弁護士就任
- 野本 智之** 1973年生まれ 神奈川県出身
 専修大学法科大学院修了 2007年愛知県弁護士会登録
 2013年パナソニックグループ労連顧問弁護士就任
- 羽田野 節夫** 1948年生まれ
 九州大学法学部卒業 1981年福岡県弁護士会登録
 2017年パナソニックグループ労連顧問弁護士就任

(2)利用の対象

組合員およびそのご家族が対象です。

※但し、相談懸案中に非組合員・OB（定年退職者）となった場合は、その案件に限り、継続可能です。中途退職の場合は、退職時点までとします。

※非組合員・OB（定年退職者）は対象外、弁護士事務所を紹介させていただくことは可能です。ご本人が直接、弁護士に事務所にお申込みいただき、費用は有料です。

(3)相談の種類

「面談相談」「電話相談」「Eメール受付（電話相談）」があります。

職場所在地や居住地に応じ、相談先は【大阪】【名古屋】【東京】【福岡】の選択が可能です。

(4)相談時間

新規相談は60分、継続相談は45分が基本となります。

(5)相談費用

面談相談・電話相談とも、相談費用は無料です。

※相談に関する郵送料は「組合負担」、相談者本人の交通費は「本人負担」を基本とします。

※相談を進める中で、弁護士に正式書類の作成や裁判の弁護を依頼することも可能です。

その場合、相談者本人と担当弁護士との契約に切替え、発生する経費は全て相談者本人の負担となります。

※パナソニックグループ労連（組合）を経由せず、直接、弁護士へ法律相談（面談・電話）を依頼される場合は、費用が発生する場合がありますのでご注意ください。

2. 相談受付の手順

(1)受付について

組合事務所に相談を申し出てください。内容の確認を行った後に申込書に記載いただきます。

※内容によっては、「悩みの相談」や「市民相談」を利用した方がよい場合がありますので、ご本人との十分な話し合いの上で判断し適切な相談方法を決定し対応します。

※相談は早い方が円満な解決につながりますので、お気軽にお申し出下さい。

(2)相談申込書の記入について

必ず相談者ご本人がご記入ください。

箇条書きで、事実経過・質問事項の詳細を可能な限り具体的に記入ください。

※事実関係を自らが書くことで、問題点の整理や解決方法を見出すことに有効となります。

※相談方法・相談先および相談希望日時（第2希望まで）をお伝え下さい。

(3)必要書類の準備・確認

以下に記載の【相談内容別関係資料】を参照に、申込時に添付をお願いします。

【相談内容別関係資料】

相談内容	最低限必要な関係資料
交通事故	交通事故証明書、事故状況報告書、現場見取図、診断書、現場や車の写真等
土地・建物	土地・建物の登記簿謄本、公図、土地・建物の図面、契約書（売買・賃貸借）、領収書、現場の写真等
相続関係	相続関係図、戸籍謄本、相続財産一覧表、土地・建物の登記簿謄本、公図等
家族関係	戸籍謄本、住民票等
金銭貸借	借用証書、金銭消費貸借契約書、請求書、債務相談事前資料、債権者一覧表
刑事事件	関係ありそうなもの一切
労働問題	関係ありそうなもの一切
ネットトラブル	関係ありそうなもの一切
その他	相談内容に関係ありそうな資料全部

※面談相談の場合は、担当弁護士より、さらに必要書類を依頼されることがあります。

※必要書類の送付方法については、担当者にご相談下さい。

法律相談に関する問題は、全ての事実関係を確認していく中で、対処法の判断がなされます。従って、関連資料なしに相談されても「絵を見ずに絵の鑑定をするようなもの」となり、具体的な相談になり得ません。円滑な相談のため、ご準備をお願いします。

3. 相談申し込み(面談相談・電話相談)

(1) 申込要領について

<注意点>

- ① 申込書には、必ず「単組名」「担当者」「電話」「FAX」を記載下さい。
- ② 必ず、「相談内容別関係資料」をご準備下さい。
- ③ 相談内容に関連する方の同伴は可能ですが、利害の対立する方は避けて下さい。
- ④ 個人情報を扱いますので、Eメール送信の際は、添付資料にパスワードを設定いただき、資料郵送の際は、書類の所在が確認できる書留やレターパックをご利用下さい。
- ⑤ 相談をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡をお願いします。

【大阪】大阪天満法律事務所

弁護士	迎弁護士
申し込み先	大阪天満法律事務所
実施日	随時調整<事前予約制> ※土日祝を除く、平日の9時30分から19時までの間となります。
申し込み要領	面談の後、申込書に記入下さい。 ※希望時間を第二希望まで明記ください。 時間には幅を持って記載してください。(例：○月○日午前中)
相談時間の連絡	弁護士より組合に連絡があり次第、相談者へ連絡します。
その他	土曜日しか調整できない場合は、組合担当者にご相談ください。

【名古屋】弁護士法人 名城法律事務所

弁護士	小関弁護士
実施日	随時調整<事前予約制>
申し込み先	弁護士法人 名城法律事務所 ※相談場所については都度調整します
申し込み要領	組合担当者と面談の後、申込書に記入下さい。 ※希望時間があれば 明記ください。 時間には幅を持って記載してください。(例：○月○日午前中)
相談時間の連絡	弁護士より組合に連絡があり次第、相談者へ連絡します。

【東京】弁護士法人 名城法律事務所 東京事務所

弁護士	野本弁護士
申し込み先	弁護士法人 名城法律事務所 東京事務所
実施日	毎月1回・土曜日<事前予約制> ※お急ぎの場合、日程調整の上、ご相談が可能です。
申し込み要領	開催日の2日前までに「相談申込書」にてお申込みください。 ※希望時間があれば明記ください。 時間には幅を持って記載してください。(例：○月○日午前中)
相談時間の連絡	弁護士より組合に連絡があり次第、相談者へ連絡します。
その他	お急ぎの場合、野本弁護士と日程調整の上、ご相談が可能ですので、組合担当へお問い合わせください。

【福岡】羽田野総合法律事務所

弁護士	羽田野弁護士
申し込み先	羽田野総合法律事務所
実施日	毎月1回・土曜日<事前予約制> ※お急ぎの場合、日程調整の上、ご相談が可能です。
申し込み要領	組合担当者と面談の後、申込書に記入下さい。 ※希望時間を第二希望まで明記ください。 時間には幅を持って記載してください。(例：○月○日午前中)
相談時間の連絡	弁護士より組合に連絡があり次第、相談者へ連絡します。
その他	平日・土曜日の9時30分から18時30分までの間となります。 (日曜日・祝日を除く)

電話相談の場合は特に、「相談内容別関係資料」が先生の手元にないと、

- ・口頭説明では事実関係がわかりにくい
- ・図面を見ないと事実関係がわかりにくい
- ・対人関係が記されていないと事実関係がわからない
- ・契約書があるのに、これを見せないで説明されても相談にならない
- ・登記簿を見ないと不動産の権利関係がわからない

など、相談に必要な内容について、伝わらない場合があります。必ず事前に先生に届けられるように準備して下さい。

(2) 継続相談の取り扱いについて

- ① 継続して相談を受ける場合、電話や手紙で用件が済むことがあります。
“不足資料の送付” “経過に変化があり簡単な指示を仰ぐ場合” 等については、組合の担当者より担当弁護士に連絡しますので、ご相談下さい。
- ※【大阪】での相談は、案件毎に「案件ナンバー」を決めています。前回相談時に付与された「案件ナンバー」を必ずお知らせ下さい。
- ② 「面談相談」の必要性が生じた場合は、所定の申し込み手続きでお申込みください。

4. 直接相談申し込み(Eメール受付による電話相談)

<注意点>

- ① 相談をキャンセルされる場合は、各法律事務所へ直接ご連絡下さい。
- ② Eメールでの法律相談・回答は行っていません。

(1) 申込要領について

	【大阪】 迎弁護士	【名古屋】 小関弁護士	【東京】 野本弁護士	【福岡】 羽田野弁護士
申込み先	大阪天満法律事務所	弁護士法人 名城法律事務所	弁護士法人 名城法律事務所 東京事務所	羽田野総合 法律事務所
申し込み要領	「法律相談申込書 (Eメール受付)」を記載し、必ず「 <u>相談内容別関係資料</u> 」を添付して、相談者より直接、顧問弁護士へEメールにてお申し込みください。 ※希望時間は第二希望まで明記ください。 時間には幅を持って記載してください。(例：○月○日午前中) ※申込書には、必ず単組名・担当者名・電話・FAXを記入してください。 (分からない場合は組合担当者にご確認下さい)			
相談時間の連絡	①各弁護士より相談日時をEメールで、相談者宛に連絡します。 ②相談者は相談日時に弁護士事務所へ「 <u>電話</u> 」してください。			

5. 利用者アンケートの提出

初めて法律相談を利用された方には、相談終了後、アンケートを組合にお渡しください。アンケート内容は、弁護士へのフィードバックや運営改善に活用します。

[ご相談・お問い合わせは、組合事務所へ](#)

悩みの相談

1. 六甲カウンセリング研究所

心身ストレス、職場での対人関係、親子関係のトラブル、結婚・離婚・夫婦・恋愛問題など、広い範囲での心のケアに対し、「六甲カウンセリング研究所」所長 井上敏明氏によるカウンセリングをご利用いただけます。

(1)申し込み方法

六甲カウンセリング研究所に直接お電話でお申し込みください。

①面談日 毎月1回 土曜日（10：00～16：00）

六甲カウンセリング研究所で開催

②電話・手紙・E-mailでも相談を受け付けています。

③連絡先

住 所 〒662-0915

兵庫県西宮市馬場町1-5 アダチイエムビル102号

パナソニックグループ労連「悩みの相談室」

TEL 0798-22-8290

E-mail rokko_s_school@abeam.ocn.ne.jp

④相談員

六甲カウンセリング研究所 所長 井上敏明氏

経歴：1935年 京都生まれ

1963年 立命館大学院文学研究科哲学専攻 修士課程修了

研究分野：教育臨床学、臨床心理学

(2)利用できる人

組合員とその家族が対象です。

※秘密厳守はもちろん、匿名でも受け付けています。

(3)費用は無料です

2. 電機連合ハートフルセンター

職場・家庭などあらゆる場面で、いきいきと豊かで幸せな人生をおくれるように、あなたの悩みや心配事に経験豊富なカウンセラーがお応えします。

相談者のプライバシー保護を第一に全国どこからでもフリーダイヤルによる電話相談です。

(1)利用対象者

組合員とその家族

(2)電話相談

月曜日～金曜日（祝日・休日除く）の16：00～20：00

フリーダイヤル：0120-331556

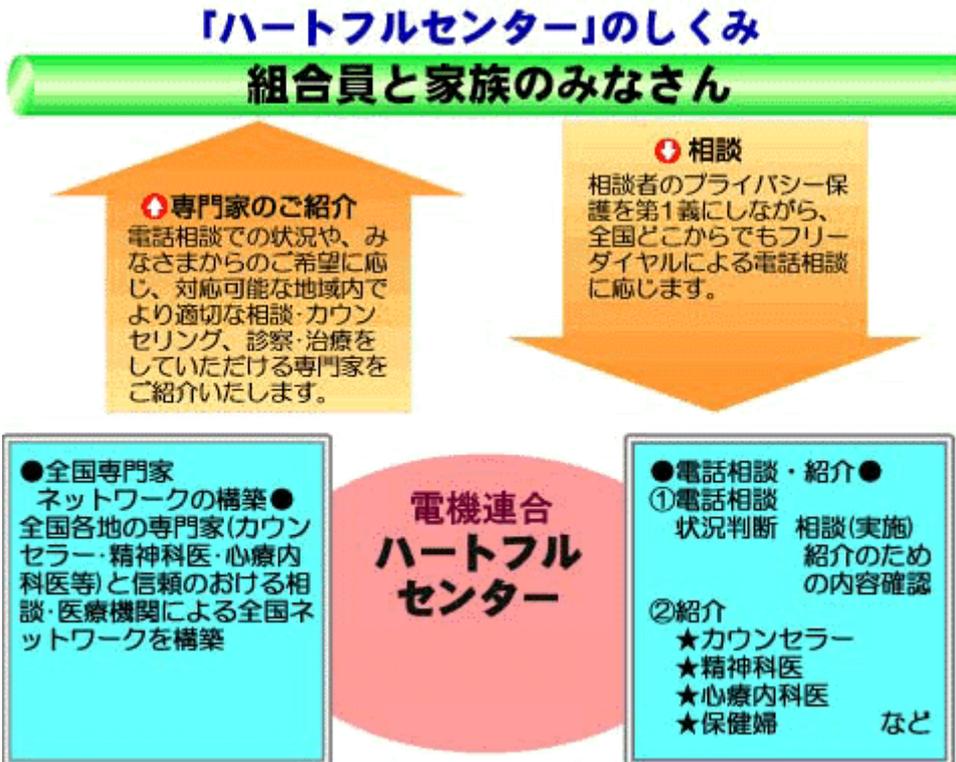
(3) 専門家の紹介

電話相談の内容に応じ、対応可能な地域内でより適切な相談・カウンセリング・診察・治療をしていただける専門家をご紹介します。

(4) 費用 電話料・相談料は無料です

(5) ホームページアドレス

<http://www.jeiu.or.jp/mental/>



お問い合わせは、組合事務所へ

市民相談

1. 市民相談とは

松下電器労組1970年代の運動として、生活に直結した政治課題に対する取り組みを開始し、第25回年次大会において、労働組合の社会的役割を果たすという考えから市民懇話会宣言が発表され、全国各地に市民懇話会が発足しました。

この市民懇話会活動の一環として、地域社会や生活全般に関する相談事について、組織内議員と連携をとりながら、実態調査を行い問題解決に取り組んでいます。

2. 相談方法の種類

(1)ブロック相談

組織内議員がブロック単位で担当地域の組合へ出向き、市民相談活動に取り組んでいます。(不定期開催。組合からの案内をご確認下さい。)

※ブロック相談は北河内、北大阪ブロックのみで実施。

京滋奈・中部ブロック、東日本ブロックについては広域のため、個別相談を行っています。

(2)ホームページでの相談

PGUの組合員専用ホームページ (<http://www.pgu.or.jp/>) から、個別相談の申込みを受け付けています。

3. 相談受付について

(1)ブロック相談

対 象：組合員

受 付：直接、相談会場にお越しいただき、組織内議員に相談下さい。

開催日時等については、ホームページを参照または組合（市民懇）へお問い合わせください。

(2)ホームページでの相談受付

対 象：組合員

申込方法：組合員専用ホームページ（上記参照）から左側のリンク一覧から「組織内議員団」をクリック。「ご相談こ～な～」をクリックし、申込みフォームに必要な事項を入力のうえ送信してください。

個人情報の入力に対しては、データは暗号化対応をしています。

相談結果：組織内議員または友好議員から直接、相談者へ連絡が入ります。

[お問い合わせは、組合事務所へ](#)

4. 組織内議員 市民相談窓口

<https://www.pgu.or.jp/pgumember/giin/giin.html> こちらよりご確認ください。

イコールパートナーシップ相談窓口

1. 設置の趣旨

1999年4月の男女雇用機会均等法改正により、募集・採用、配置・昇進、教育訓練等における男女差別が禁止され、セクシュアル・ハラスメントに関しては、企業に雇用管理上の配慮義務が課せられました。

雇用機会における性による差別やセクシュアル・ハラスメントのない職場環境づくりのために、会社・組合双方に「イコールパートナーシップ相談窓口」を設置し、相談を受けています。

相談にあたっては、プライバシー保護に留意して、本人の意向を確認しながら慎重に対応いたします。

2. 労連本部「イコールパートナーシップ相談窓口」

◆専用電話：06-6900-8740

◆専用Eメールアドレス：pgu.advice@gg.jp.panasonic.com

◆受付時間：月曜日～金曜日 8：45～17：15

◆相談員：村上 加小里（パナソニックグループ労連中央執行委員）

murakami.ban@jp.panasonic.com

岩脇 寛己（パナソニックグループ労連書記長）

iwawaki.hiroki@jp.panasonic.com

お問い合わせは、組合事務所へ